

岩手県告示第203号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るもの（平成20年岩手県告示第269号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
税務課	納税貯蓄組合連合会補助（岩手県納税貯蓄組合連合会に係る補助金に限る。）、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び環境性能割交付金	税務課	納税貯蓄組合連合会補助（岩手県納税貯蓄組合連合会に係る補助金に限る。）、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、 <u>法人事業税交付金</u> 、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び環境性能割交付金
[略]		[略]	
総合防災室	[略]	総合防災室	[略]
		<u>総務事務センター</u>	<u>厚生福利事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			